

平成31年4月19日

下北地域広域行政事務組合 管理者 宮下 宗一郎

## 実施方針に関する質問・意見についての回答書

「下北地域新ごみ処理施設整備事業」の実実施方針に関する質問・意見について、次のとおり回答します。

### (1) 実施方針に関する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	3	第2章	1	(6)ア	事業方式	「別途選定する運営事業者」とありますが、おおよその選定期の想定がありましたらご教示下さい。	令和3年に検討を開始し、令和4年夏頃を目処に選定予定です。
2	4	第2章	1	(6)	事業期間	『当組合が本契約を成立させる旨の意思表示』とは組合殿の議会の議決という意でしょうか。	お見込みのとおりです。
3	4	第2章	1	(6)ク (b)	環境影響評価の実施	2019年6月末までに終了予定とありますが、入札公告時に提示される要求水準書で示される設計条件等は、本生活環境影響調査に準拠したものとの理解でよろしいでしょうか。また、環境影響評価書の公表も2019年6月末予定との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書で示す設計条件等は、本生活環境影響調査に準拠しておりますが、事務手続きが終了していないため、変更が生じた場合は、別途ホームページで公開します。公表時期については、お見込みのとおりです。
4	8	第3章	3	(1)	イ	共同企業体は、特定建設工事共同企業体（乙型）とありますが、建築物の設計・建設を行う企業が複数にわたる場合、建築物の設計・建設を行う企業間では甲型の共同企業体を結成し、その甲型の共同企業体とプラント設備の設計・建設を行う企業とが乙型の共同企業体を結成するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	5	第2章	1	(6)ケ (a)	支払う対価	「支払い限度額の範囲内」とありますが、支払いに関する諸条件は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。 (前払金・留保金の有無及び比率を含む)	お見込みのとおりです。ただし、留保金はありません。
6	9	第3章	3	(2)		ごみ焼却施設とリサイクルプラザの要件で求められている「清掃施設工事業」の専任配置は同一人物で可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	9	第3章	3	(2) ア (b)	リサイクルプラザのプラント設備の設計・建設を行う者の要件	①について、ごみ焼却施設とリサイクルプラザの設計・建設を1社で実施する場合、監理技術者は兼務できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	10	第3章	3	(2) イ (d)	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	建築物の設計・建設を行う者の要件として、「建築一式工事における総合評定値1800点以上」とありますが、建築物の設計はプラント設備の設計を行う企業が総合的に担当する実績が多いため、本要件（総合評定値1800点以上）は建設を行う者の要件と読み替えてよろしいでしょうか。	読み替えることはできません。総合評価値1800点以上は、建築物の「設計・建設」を行う者の要件として適用します。
9	11	第3章	3	(4)ア	各証明書類の有効期限	入札公告から第1回質問回答および参加資格確認申請書受付までの期間がタイトであるため、あらかじめ必要な証明書類をお示しいただけますでしょうか。	あらかじめお示しすることはできません。必要な証明書類については、入札公告時に提示いたします。
10	17				図 想定施設配置図(参考)	建設予定地について、地下構造物や土壌汚染は無いとの理解でよろしいでしょうか。	調査未実施のため、本事業において調査を実施する予定です。
11	17				図 想定施設配置図(参考)	建設予定地について、現在使用されている仮設物や廃棄物については組合様にて撤去されるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において調査を実施し、その結果に基づいて協議したいと考えております。
12	24	別紙1	共通		物価変動リスク	事業者負担となる「一定程度」について要求水準書にて開示いただきますようお願いいたします。また物価変動の判断におきまして、物価指数等の指標を基準にされると想定しておりますが、予測できない経済変動や、指標が実態に合わなくなった場合には、組合様と協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	物価変動リスクに関する詳細は、入札公告時に提示します。
13	24 25	別紙1	共通		不可抗力リスク	「注3）不可抗力における費用負担については、一定程度までは建設事業者が負担し、」とありますが、具体的にはどの程度を想定されているのか、入札公告時には割合または額が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力リスクに関する詳細は、入札公告時に提示します。

(2) 実施方針に関する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	13	5	(2)		著作権	「応募資料の著作権は、入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本組合は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする」とありますが、落札者が持つ独自技術や特許の流出に繋がる恐れがありますので、公表等を行われる場合は事前協議をお願いいたします。	入札公告段階で、公表用の資料作成（特許や独自技術を侵害しない程度の内容）を様式として提示する予定にしており、情報開示請求等で公表する必要が発生した場合は当該資料を公表することを想定しています。その他の書類について公表が必要となった場合は事前協議を行います。